

安定的な電力供給体制の確保及び
電気料金の抑制に関する緊急要望

東 北 市 長 会

安定的な電力供給体制の確保及び電気料金の抑制に関する緊急要望

電力の供給については、平成28年4月の電力小売り全面自由化以降、いわゆる新電力会社が参入しているが、令和4年2月のロシアのウクライナ侵攻等による原油価格の高騰、米国の利上げに伴う急激な円安等によるエネルギー価格の高騰により、電力卸売市場への価格が高止まりし、多くの新電力事業者が経営破綻や新規契約受入停止となっている。

契約していた新電力事業者が経営破綻した事業者や地方自治体においては、電気事業法の最終保障供給約款により一般送配電事業者と供給契約を結び電力供給を受けざるを得ないところもあり、この電気料金が標準料金と比べ高額に設定されていることから、多大な経済・財政的影響を受けている。

政府は、9月に物価高騰に対応する追加策を決定する中で、6,000億円の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設し、電気料金対策については、地方創生臨時交付金を活用した事例を全国で横展開することが重要であるとして新交付金の推奨事業メニューに示している。

自治体においてはこれらの交付金等を活用して地域内の事業者等への対応に最大限取り組むものであるが、平成25年4月に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」に掲げる電力の安定供給及び電気料金の抑制については、政府が直接、主体的に取り組むべきものであるので、現下の状況に鑑み早急にその実現に努めるよう要望する。

併せて、政府においては、これを機として更なる脱炭素化に向け、節電や情報機器・家電製品の省エネ化など国民すべての行動変容及び電力供給側の技術革新を力強く推進することを要望する。

令和4年11月17日

東北市長会会長

山形市長 佐藤孝弘